

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	手当・共済
分科会	7	障害福祉分科会	調整項目	2	障害児福祉手当

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	児童福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考																								
記載事項	中 条 町	黒 川 村																										
名称	障害児福祉手当	同左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	県からの委託事務																								
目的	障害者の所得保障の一環として、日常生活に常時と区別の介護を要する在宅の方に、その障害によって生ずる特別の負担を軽減するために支給される。	同左																										
支給対象者	20歳未満であって、政令で定める程度の著しく重度の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅障害者	同左																										
支給額	14,480円（月額） ただし、本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上の場合停止される。	同左																										
支払時期	毎年2月、5月、8月、11月の各月10日に前3か月分を口座振込み	同左																										
事務の委任	手当制度における手当支給の実施機関は、受給資格者の住所地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長とされているが、法第38条第2項に定めるところにより、その管理に属する福祉事務所の長に委任することができることになっている。つまり、実施の窓口は福祉事務所であるが、対象者の利便を考慮して次の事項について、あらかじめ町村長にその協力を依頼し、手当支給事務の円滑な実施を図ることとしている。 (1) 認定請求書等の備え付け (2) 所得状況等の確認	同左																										
14年度決算額	なし	なし																										
15年度予算額	なし	なし																										
関係法令等	障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する省令	障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する省令	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額（増減）		中条町					黒川村					計				
財政への影響額				単位：千円																								
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																									
中条町																												
黒川村																												
計																												
備考 平成15年度当初予算ベース																												